

## 川崎市水洗便所改造等資金融資あっせんの増額に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は川崎市水洗便所改造等資金融資あっせん要綱（以下「要綱」という。）第16条に規定する要綱の施行に関し必要な事項を定める。

(増額融資の対象工事)

第2条 増額の融資対象となる工事は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 共同住宅等において、大型のし尿浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道に排除するための工事に要する工事費が多額になる場合の工事及び分流式公共下水道の区域における建築物の排水設備が合流式となっている場合、これを分流式に変更するための工事

(2) 上下水道局が公共下水道布設に併せて直接接続する団地内汚水処理施設廃止工事及び分流式公共下水道の区域における団地内建築物の排水設備が合流式となっている場合、これを分流式に変更するための工事

(増額融資の条件)

第3条 前条第2号の前段の工事については、次の各号に掲げる条件を備えている場合に増額融資するものとする。

(1) 都市計画法等及び本市の団地造成事業等施行基準に基づき設けられた下水管きよ及びこれに付随する下水道施設が、上下水道局の下水道施設引継要領により引継がれた後に、汚水処理施設を廃止すること。

(2) 汚水処理施設に接続されている排水設備が合流式となっているときは、すべての排水設備が分流式に変更になった後に、当該汚水処理施設を廃止すること。

(3) 公共下水道を汚水処理施設の設置区域における排水管に接続した日以後に、住民が自己の負担において共同で汚水処理施設の廃止工事を施行し、かつ住民が跡地を利用すること。

2 前条第2号の後段の工事については、上下水道局が公共下水道を汚水処理施設の設置区域における排水管に接続する工事契約をした日以後、当該汚水処理施設の廃止工事の前までの間に、分流式に変更すること。

(増額融資の対象者)

第4条 増額融資を受けることができる者は、第2条に規定する工事を行う者で、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1号に規定する共同住宅等のうち、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)(以下「法」という。)の適用を受ける共同住宅等においては、居住者全員の承認を受けた代表者又は法第25条に基づき管理者(以下「管理者」という。)とする。

(2) 法の適用を受けない共同住宅等においては、建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者とする。

(3) 第2条第2号前段に規定する団地においては、汚水処理施設及び当該施設が設置されている土地所有者全員の承諾を得た代表者、管理者又は当該処理施設及び土地所有者全員の同意を得た使用者とする。

(4) 第2条第2号後段に規定する団地内建築物においては、管理者とし、法の適用を受けない共同住宅等及び共同住宅等以外の住宅の場合、建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者とする。

(増額融資の限度額等)

第5条 増額融資の額は、要綱第6条第1項に規定する450,000円のほか第2条で規定する工事に掛かる費用の2,790,000円までとし、上下水道事業管理者の定める川崎市排水設備技術基準(58川下管2第585号)に基づき算定した所要工事費の範囲内において決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。